

地域再生計画

1 地域再生計画の名称

佐賀県産業活性化計画

2 地域再生計画の作成主体の名称

佐賀県

3 地域再生計画の区域

佐賀県の全域

4 地域再生計画の目標

(地勢)

佐賀県は、九州西北部に位置し、九州を東西南北に連結する地理的条件の優位性に加え、穏やかな気候で地震をはじめ自然災害が少ないなど、優れた自然環境を有している。面積は、約 2,440 km² で、県の北部には天山・脊振山系、西部には多良山系が連なっており、南部には広大な佐賀平野が広がっている。

(人口)

佐賀県の人口は、若年層の進学や就職による県外への転出や少子化等により、平成 8 年以降減少傾向が続いており、この傾向は、今後、ますます加速度的に進展すると懸念されている。昭和 50 年（1975 年）度に 196,114 人だった 14 歳以下の年少人口は、平成 22 年（2010 年）度には 123,447 人になり、20 年後の令和 12 年（2030 年）度には 79,000 人程度まで減少すると見込まれている。また、65 歳以上の老年人口の構成比も全国平均より高く、平成 25 年 10 月 1 日時点で国 25.1%、本県 26.1%、平成 27 年 10 月 1 日時点で国 26.6%、本県 27.7%であり、全国に先駆けて高齢化が進行している。

(産業)

産業構造は、平成 24 年度の県内総生産（実質）の構成比で見ると、一次産業が産業全体の 2.8%、二次産業が 29.1%、三次産業が 68.1%を占め、平成 26 年度の県内総生産（実質）の構成比では一次産業が産業全体の 2.7%、二次産業が 30.6%、三次産業が 66.7%を占めており、全国と比較して一次産業と二次産業の割合が高く、三次産業の割合が低い。

経済成長率（実質）は、平成 22 年度に 6.1%と上昇に転じたものの平成 23 年度は-1.6%と再度後退局面に入り、平成 24 年度には-1.7%（全国 0.9 増）と国内成長率よりも低水準となっていた。しかし、平成 25 年度には 2.4%と再び上昇に転じ平成 26 年度は 0.6%（全国-1.0%）と国内成長率を上回る水準となってきた。

一方、県の所得水準は 87.5%（国民所得を 100 と比較した場合）に止まっている。

加えて、有効求人倍率は、平成 25 年平均で 0.80 倍（全国 0.93 倍）、平成 27 年 2 月値が 0.87 倍（全国 1.15 倍）、また平成 28 年平均で 1.11 倍（全国 1.36 倍）、平成 29 年 11 月値が 1.34 倍（全国 1.63 倍）となっており、いずれも全国平均を下回っている。

（課題）

人口減少に伴う高齢化は、経済規模の縮小や地域社会の活力の低下を招き、一人あたりの県民所得も低下する恐れがある。また、さらに人口減少が進むと、地域経済社会の維持が困難になることも想定される。

地域経済の活性化にあたって、人口流出を抑制するために、新たな雇用の受け皿が必要になる。新たな雇用の場を創出するにあたっては、企業誘致が非常に効果的である。

平成 25 年佐賀県工業統計調査によれば事業所数では全事業所の 14.0%に過ぎないが、従業者数では 44.3%、製造品出荷額等では 56.8%に達しており、平成 26 年同調査でも、事業所数では全事業所の 14.4%に過ぎないが、従業者数では 43.7%、製造品出荷額等では 51.1%に達するなど、誘致企業の本県工業に占める割合は非常に高いものとなっていることから、新規企業誘致の推進が課題になる。

（目標）

本県には、地震や台風等の自然災害が少ないという BCP 面での優位性、高速道路や鉄道の九州のクロスポイントであり隣県も含め航空路線や国際航路が豊富であるというロジスティクス面での優位性、まじめで勤勉な県民性に支えられた優秀な人材が豊富であることによる人材供給面での優位性など、企業誘致においては、他都道府県に負けない数多くの優位性がある。

人口急減・超高齢化という大きな課題に対応するためには、これらの強みを活かしながら、今後さらに企業立地を活性化するための取り組みを推進する必要があることから、企業立地の促進を核とした本計画を策定することとする。

企業立地の活性化にあたっては、地方創生の鍵を握る若者の県内定着を図るため質を重視した取り組みを行う。具体的には、ホワイトカラーを志向する若者のニーズに対応するため、製造業に加え事務系と本社機能の誘致に重点化することとし、外資系企業の誘致にも本格的に取り組む。

さらには、「地震リスクの少なさ」や「交通アクセスの良さ」といった強みを持っているが、全国的な認知度が低い状況を打破するため、情報発信に力をいれる。

また、雇用情勢の改善に伴い、「売り手市場」の傾向が強まる中で、企業にとっては人材確保が重要課題となっていることを踏まえ、県外にいる学生や社会人の人材誘致にも着手する。

(数値目標)

指標の内容	目標値 (H27～R9年度の累計)
企業立地件数（県が誘致勧奨に関わり（協定の締結又は立会）、県内に立地した事業所の件数）	195 件
新規地元雇用者数（企業立地により創出される正社員雇用者の数）	6,840 人

(数値目標の根拠)

【企業立地件数】

年間目標件数 15 件 × 13 年間 = 195 件

年間目標件数は、計画策定直近（平成 24 年度から平成 26 年度）までの企業立地件数（41 件）の平均値から 3 割増として設定した。

【新規地元雇用者数】

年間目標人数（H27～R1 年度） 600 人 × 5 年間 = 3,000 人

（R2～R9 年度） 480 人 × 8 年間 = 3,840 人 計 6,840 人

数値目標は、佐賀県総合計画の成果指標を基に設定した。

※佐賀県における誘致企業の定義

- 製造業、卸売業、梱包業、道路貨物運送業、倉庫業、ビジネス支援サービス業及び知事が特に認める地域経済に大きな波及効果が認められる企業
- 県が立地勧奨したもの、又は地元市町が進出協定を行い県に立会要請をするもの
 - ①県外企業の新規立地（次のいずれかに該当するもの）
 - ・用地面積が 9,000 m²以上又は建築面積が 3,000 m²以上
 - ・土地代を除く投資額が 3 千万円以上
 - ・新規県内雇用者数（計画ベース）が 5 人以上
 - ・上場企業、特定誘致産業、外資系企業
 - ②県内企業（県外からの既立地企業含む）の増設（敷地内増設含む）
 - ・用地面積が 9,000 m²以上又は拡張建築面積が 3,000 m²以上
 - ・土地代を除く投資額が 2 億円以上
 - ・新規県内雇用者数（計画ベース）が 5 人以上
 - ・上場企業、特定誘致産業、外資系企業
 - ③県内企業（県外からの既立地企業含む）の敷地内増設
 - ・用地面積が 9,000 m²以上又は拡張建築面積が 3,000 m²以上
 - ・土地代を除く投資額が 5 億円以上
 - ・新規県内雇用者数（計画ベース）が 5 人以上
 - ・上場企業、特定誘致産業、外資系企業

※新規地元雇用者の定義

上記誘致企業において雇用される佐賀県に住民票を有する雇用者。本社等からの配置転換等により佐賀県に住民票を異動する雇用者を含む(正社員のみ)。

5 地域再生を図るために行う事業

5-1 全体の概要

県民の雇用場を創出し、経済活性化を図るため、企業立地の促進を核とした、以下の事業に取り組む。

(1) 戦略的な企業誘致活動の展開

知事のトップセールスや民間人材の登用による企業誘致体制を整備するとともに、県と市町が連携して一体的な誘致活動を行う。

また、全国トップクラスの税の特例措置や補助事業の実施とあわせて、工業団地等の環境整備を促進する。

(2) 人材確保のための取組

県立産業技術学院における人材育成、佐賀労働局及び高等学校と連携した人材確保に注力する。また、県民やUターン希望者にWEBサイトや就職面談会等を通じ情報提供を行う。

(3) ビジネスマッチングの支援

県内中小企業等の経営革新や研究開発の推進を支援する(公財)佐賀県地域産業支援センターと連携し、誘致企業と県内企業とのビジネスマッチングを支援する。

(4) 地域再生支援利子補給金

地域再生法の措置である地域再生支援利子補給金を活用し、誘致企業等が行う地域資源や独自の技術、研究開発の成果等を活かした新製品の開発等を資金面から支援する。

5-2 法第5章の特別の措置を適用して行う事業

地域再生支援利子補給金

(1) 支援措置の番号及び名称

番号 A2004

名称 地域再生支援利子補給金

(2) 地域再生計画の目標を達成するために行う事業の内容

地域資源や独自の技術、研究開発の成果等を活かした新製品の開発・事業化など新規事業や事業基盤の強化拡張等を行う事業者に対して、内閣総理大臣の指定を受けた金融機関が必要な資金を貸し付ける事業とする。

なお、地域再生支援利子補給金の支給対象となる貸付は、本計画の趣旨と合致する事業のうち、以下の(3)に該当すると認められる事業に係る貸付とする。

(3) 地域再生支援利子補給金交付要綱の別表第 1 で規定する事業の種別等

- ① 企業その他の事業者が独自に開発した技術又は蓄積した知見を活用した新商品の開発又は新役務の提供その他の新たな事業の分野への進出等を行う事業であって、地域産業の高度化、新産業の創出、雇用機会の増大その他の地域経済の活性化に資する事業
- ② 企業その他の事業者が行う新技術の研究開発及びその成果の企業化等の事業であって、地域産業の高度化、新産業の創出、雇用機会の増大その他の地域経済の活性化に資する事業
- ③ 地域経済の振興を図るために行われる流通の基盤を総合的に整備する事業
- ④ 上記以外の事業で、認定地域再生計画に掲げる目標を達するために一体不可分の関係にある事業

(4) 利子補給金の受給を予定する金融機関

「佐賀県産業活性化協議会」の構成員である、次の金融機関

(株)佐賀銀行、(株)佐賀共栄銀行、(株)みずほ銀行、(株)三井住友銀行、(株)日本政策投資銀行、(株)商工組合中央金庫、(株)三菱UFJ銀行、(株)福岡銀行

(5) 地域再生支援利子補給金の支給を受けて実施される事業の、雇用機会の創出及び経済的効果等

計画期間中における利子補給金給付対象事業所数を 13 件と見込み、それにより、456 人の正社員の雇用創出が期待され、本計画の目標としている正社員雇用者数 6,840 人の創出に寄与する。

【根拠】

- 利子補給金給付対象事業所数：13 件

年間 1 件×13 年間

- 正社員の雇用創出効果：456 人

全体の目標値（H27～R1 年度 600 人/15 件、R2～R9 年度 480 人/15 件）から算出。

(H27～R1 年度) 5 件 × 600 人/15 件 = 200 人

(R2～R9 年度) 8 件 × 480 人/15 件 = 256 人

5－3 その他の事業

5－3－1 地域再生基本方針に基づく支援措置

該当なし

5－3－2 支援措置によらない独自の取り組み

(1) 戦略的な企業誘致活動の展開

事業主体：①及び④は県、②及び③は県と市町

事業内容：

- ① 県の企業誘致体制

企業誘致の推進と立地企業の振興を図るため、知事のトップセールスや民間経歴を有する人材を活用した積極的な企業誘致活動を行うとともに、進出後も細やかな訪問活動を行うなどフォローアップに取り組む。

② 県と市町が一体となった誘致活動の展開

効果的な企業誘致活動を行うため、県と市町で構成する“佐賀県企業立地推進協議会”を設置し、企業誘致に関する情報交換、広報活動、研修事業等を実施する。

③ 立地促進のための支援制度の充実

“佐賀県企業立地の促進に関する条例”に基づき、県内に“佐賀県企業立地促進特区”を指定し、市町と連携しながら、全国トップクラスの税の特例措置や補助事業等を実施する。

④ 立地促進のための環境整備

(a) 新産業集積エリアの整備

県と市町が共同で、大型立地が可能な 1 区画 10ha 以上の工業団地を整備する。

(b) 工業団地のリース制度を実施

七ツ島工業団地（伊万里市）をはじめ、多久北部工業団地（多久市）、谷田工場団地（鹿島市）に、低額のリース制度を導入する。

⑤ 立地後のフォロー体制の構築

誘致に関わった職員が、異動後も永続的に企業の窓口となる“企業誘致パーマネントスタッフ（誘致企業永続支援員）”制度を構築し、永続的に誘致企業のフォローアップを実施する。

事業期間：平成 27 年度～令和 15 年 3 月 31 日まで（終期末定）

(2) 人材確保のための取組

事業主体：①、③、④は県、②は県と佐賀労働局

事業内容：

① 県立産業技術学院における人材育成

県立産業技術学院において、最新の機器や設備等を備えた充実した訓練環境のもと、2 年間の幅広い教育訓練を通して、多様化する産業界の人材ニーズに対応し、即戦力となる実践的人材の育成を図る。

② 佐賀労働局と連携した人材確保

県と国とが連携・協力して効果的な就労支援を行う「ハローワーク特区」の実績を活かし、ハローワークに対して、企業の進出情報や求人情報を速やかに提供することで、人材確保の促進を図る。

③ 学校と連携した人材確保

高等学校卒業後の進学者のうち、8 割程度が県外に流出している実態を踏まえ、本県への U ターン就職を推進するため、佐賀大学や県内の専修学校に止まらず、県出身者が多く進学している学校を個別に訪問し、就職支援に係る連携を図る。

④ 県民やUターン希望者への情報提供

(a) 就労支援Webサイトの運営

新卒者や転職者向けに県内企業の求人情報を提供する“さが就活ナビ”や佐賀県へのU・J・Iターンを希望する高度人材に県内企業の求人情報を提供する“さがUターンナビ”を運営し、人材確保の促進を図る。

(b) 就職面談会等の開催

“SAGA就職面談会”や”Uターン就職相談会”を開催し、企業と求職者のマッチングを図り、人材確保の促進を図る。

事業期間：平成27年度～令和15年3月31日まで（終期末定）

(3) ビジネスマッチングの支援

事業主体：（公財）佐賀県地域産業支援センター

事業内容：

県内中小企業等の経営基盤の強化、経営の革新、研究開発の推進等を支援する（公財）佐賀県地域産業支援センターと連携し、県内企業と進出企業とのビジネスマッチングを支援する。

事業期間：平成27年度～令和15年3月31日まで（終期末定）

6 計画期間

認定の日から令和15年3月31日まで

（地域再生支援利子補給金の支給期間（5年間）を含めた計画期間であり、利子補給対象融資の実行期間は、地域再生計画の認定の日から令和10年4月1日までとする。）

7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

7-1 目標の達成状況にかかる評価の手法

目標とする指標のうち、誘致件数については県の誘致実績により、また新規地元雇用者数については、誘致にかかる事業計画により把握できるものであるため、事業終了の翌年度に、県が前年度の実績を集計して目標の達成状況を把握する。仮に、成果が得られていないと判断される場合は、計画内容に見直すべき点がないかの検討を行う。

7－2 目標の達成状況にかかる評価の時期及び評価を行う内容

目標	H27 年度 (増加分)	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R 元年度
企業立地件数	15 件	15 件	15 件	15 件	15 件
新規地元雇用者数	600 人	600 人	600 人	600 人	600 人
目標	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
企業立地件数	15 件	15 件	15 件	15 件	15 件
新規地元雇用者数	480 人	480 人	480 人	480 人	480 人
目標	R7 年度	R8 年度	R9 年度	累計	
企業立地件数	15 件	15 件	15 件	195 件	
新規地元雇用者数	480 人	480 人	480 人	6,840 人	

7－3 目標の達成状況にかかる評価の公表の手法

本計画の数値目標は佐賀県総合計画の成果指標と連動しており、佐賀県総合計画の成果指標の公表時期（概ね翌年度末）に合わせて行う。